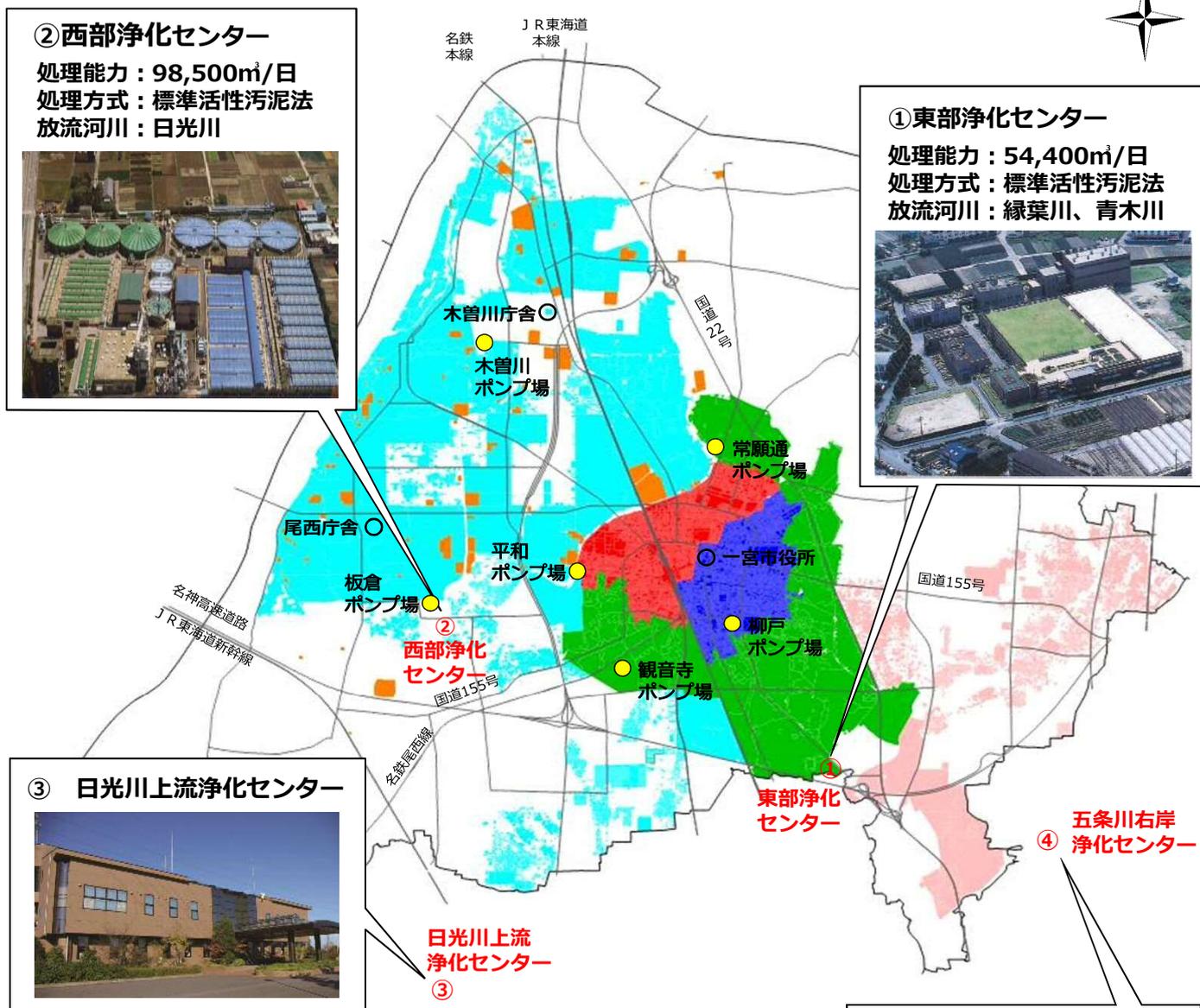


1. 下水道の施設位置図・供用区域図

下水道の供用区域とは、公共下水道が使用できる区域です。下図では処理区ごとに供用区域を着色しています。市内には、下水を市の浄化センターで処理する単独公共下水道（東部処理区・西部処理区）と愛知県の浄化センターで処理する流域関連公共下水道（日光川上流処理区・五条川右岸処理区）があります。

また、単独公共下水道には、雨水と汚水を同じ管で流す合流式下水道と別々の管で流す分流式下水道があります。



2024年3月31日現在

凡例	処理区名	排除方式	供用面積 (ha)
	東部処理区	合流式	251
	東部処理区	分流式	934
	西部処理区	合流式	289
	西部処理区	分流式	144
	日光川上流処理区	分流式	2,151
	五条川右岸処理区	分流式	587

③日光川上流浄化センター、④五条川右岸浄化センターについては、愛知県が管理している施設ですので、下記のURLからお問い合わせください。
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ichinomiya-kensetsu/0000086429.html>